

消費生活相談

商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、製品事故など、消費生活のトラブルについて、専門の相談員が解決のためのお手伝いをします。

例えばこんなことで困っていませんか？
以下の様なトラブルがあったら、ご相談ください。



- 例①
スマートフォンの機種代金が安くなると言われ契約したが安くならなかった。
- 例②
通販で全額振り込んだのに商品が届かなかった。
- 例③
ワンクリックでアダルトサイトなどに登録されてしまった。
- 例④
現状渡しで購入した中古車が故障するので無償で修理してほしい。
- 例⑤
アパートを退去する際に請求された高額な修繕費は支払うべきか。

などなんでもご相談ください！

日本語で会話ができず、また、日本語の会話ができる方と一緒に来ることができない方は、相談したい日の10日前までに来ていただき、通訳者派遣の申請をしてください。

消費生活センターと通訳者で日程調整し、相談日と時間をお知らせしますので、その時間の5分くらい前までに消費生活センターに来てください。

消費生活センター

佐野市高砂町1番地 佐野市役所

月～金 午前9時から午後4時まで（土日・祝日、年末年始を除く）